

公平負担のための
受信料体系の現状と課題に関する研究会 第4回

NHKヒアリング資料

平成19年7月27日

日本放送協会

1 契約率算定の母数となる世帯数・事業所数等 基礎的データについて

受信契約を要する世帯数等について

- 受信契約を締結していただいている方々の比率や、受信料をお支払いいただいている方々の比率は、受信料公平負担の現状や、NHKの営業活動の遂行状況を示すうえで、極めて重要な指標であると考えています。
- そのためには、ある時点において、テレビを設置して受信契約の対象となる世帯・事業所の数を把握することが必要です。
- しかし、テレビの購入・設置それ自体は、受信者が自由に行うものであることから、その数を正確に示すデータは世の中に存在せず、また、その実数を正確に把握することも、現実問題として、不可能です。
- そこで、一定の合理性をもつ推計が必要となります。
NHKでは、公的調査結果を基本としつつ、独自の調査も活用して可能な限りの分析を行い、受信契約の対象となる世帯数等を推計しています。
その目的からすると、現在の推計結果は、おおむね実情に即したものと考えています。
- 今後とも各方面のご意見をいただきながら、経費も考慮しつつ、正確な推計とする努力を続けていきます。
 - ◆ ただし、契約率の算出自体が営業活動の最終目的ではないため、調査・推計のコストと見合うかどうかの見極めは必要と考えます。

ヒアリング項目への回答要旨

- 総世帯数の推計ベースとしては、現在利用している国勢調査が最も適していると考えます。
- 別宅については、国勢調査の総世帯数に含まれていると考えています。また、公的老人ホームについては、受信料の免除対象であることから、現在の取り扱いで問題ないものと考えます。
- NHKでは、「受信契約状況実態調査」を行うに際して、外部専門機関に調査・分析を委託しており、調査結果は十分な信頼性を有するものと考えています。
- 衛生行政報告のホテル・旅館の客室数には、企業の保養所等が含まれており、利用が難しいと考えています。
- 今後とも各方面のご意見をいただきながら、経費も考慮しつつ、正確な推計とする努力を続けていきます。

(1) 総世帯数の推計のベースとして選択すべき統計の検討の必要性

- 総世帯数の推計ベースとして選択しうる統計は複数存在。それぞれの統計の特性を勘案した場合、どの統計が世帯ごとの契約を原則とするNHK受信規約との親和性が最も高いか検討する必要があるのではないか。
- 次の理由から、総世帯数の推計ベースとしては、現在利用している国勢調査が最も適していると考えます。
 - ◆ 世帯構成員を別個に届け出ることが可能な住民基本台帳より、調査協力義務を背景に調査員が1軒1軒現地確認し調査する国勢調査の方が、世帯の把握についてはより正確である。
 - ◆ サンプリング調査である住宅・土地統計調査より、全数調査である国勢調査の方が精度が高い。

	対 象	把握方法
国勢調査 (5年に1回)	国内に常住している者、世帯 (常住・・・当該住居に3ヶ月以上住んでいる)	国勢調査員が調査票を各世帯に配布し、 収集。
住宅・土地統計調査 (5年に1回)	約400万の建物・世帯 (サンプリング調査)	調査員が調査票を各世帯に配布し、取 集。空き家など居住のない住宅は、調査 員が外観で判断。
住民基本台帳人口要 覧(毎年)	市町村に住む者、世帯 (日本国籍を有しない者は対象外)	住民からの届出による。

(2) 推計への対象項目追加の可能性

- 現在のNHKの推計方法は、本来含まれるべき別宅及び公的老人ホームを含んでいないなどの問題があるのではないかと懸念されています。
- 別宅は、国勢調査の世帯総数に計上されていると考えています。
 - ◆ 「別宅」とは、住宅・土地統計調査での「2次的住宅」のうち「その他」で分類されるものを指していると思われます。「その他」の定義は、「ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊りするなど、たまに寝泊りしている人がいる住宅」です。国勢調査の調査員は調査票を配布し、不在で回収できない場合には近隣の者に質問し、世帯主等を調査すると聞いていますので、別宅も、居住があるものとして世帯数に入れているものと見えています。
- 公的老人ホームについては、受信契約が必要となる世帯数等の統計そのものはありませんが、受信料の免除対象であることから、仮にその世帯数を推計して総世帯数に追加しても、有料契約対象世帯数を推計する際には同数を控除することになります。契約率を推計する際の分母は何ら変わりありません。
 - ◆ 公的老人ホームを含む社会福祉施設は、国勢調査では棟数ごとに1世帯として把握され総世帯数に計上されていますが、全額免除対象のため、NHKの推計上は、有料契約対象世帯数を算出する際には同数を控除しています。
 - ◆ なお、有料老人ホームと学生寮については、免除対象ではないため、世帯人員に直して総世帯数に加えており、有料契約対象世帯数に含んでいます。

(3) 「受信契約実態調査」の妥当性

- 有料契約対象世帯数を推計するためNHKが独自に行っている「受信契約状況実態調査」は十分に実態を反映したものとなっているか。調査方法は妥当か。
- テレビを設置して受信契約の対象となる世帯数については、その数を正確に示すデータは世の中に存在しないため、一定の合理性を持った推計を行う必要があります。推計にあたっては、公的調査結果を基本としつつ、必要となるデータとの隙間を埋めるため、NHKでは自ら調査を行っています。
- ただし、実際の調査・分析は、公正さや専門性を確保するなどの観点から、信頼できる外部の専門機関に依頼しています。NHKは、信頼できる外部専門機関が調査・分析して算出した数値と公的な調査(国勢調査等)をもとに、有料契約対象世帯数を推計しています。
- NHKとしては、信頼できる外部専門機関の調査結果であり、十分な信頼性を有するものと考えています。
- 仮に、実態を反映するのにもっと適した調査方法やデータがあるのであれば、経費も考慮しつつ、利用を検討していきます。

(4) 新設住宅着工戸数の推計への利用可能性

- 新設住宅着工戸数が毎年100万超あるが、総世帯数の増加とどのような関係があるか。推計の指標の一つとすることは可能か。

- 公的な調査の中で、年間の世帯や住宅の増加と関連すると見ることのできる数値には次のものがあります。
 - ◆ 新設住宅着工戸数(国土交通省) ...100万戸(平成13年度)
117万戸(平成18年度)
 - ◆ 住宅・土地統計調査(総務省)「居住世帯あり住宅」の増加...59万件 (平成10年～15年の平均)
「別荘・別宅」の増加 ... 2万件

- 「新設住宅着工戸数」と「住宅・土地統計調査」との間には大きな差があります。この差は空き家の増加などが原因とは考えられますが、NHKでは判断がつかず、現状では総世帯数増加推計の指標とすることはできません。

- NHKでは、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」をもとに年間の総世帯数の増加を推計しており、平成18年度の増加は26万件と見込みました。
 - ◆ 日本の世帯数の将来推計(国立社会保障・人口問題研究所)... 48万世帯(平成13年)
26万世帯(平成18年)

(5) 「法人・事業所実態調査」の妥当性

- テレビ設置室数(有料契約対象件数)を推計するためにNHKが独自に行っている「法人・事業所契約実態調査」は十分に実態を反映したものとなっているか。調査方法は妥当か。
 - ◆ 事業所全体の半数以上が世帯契約扱いであるとする調査結果は、実態を正しく反映していないのではないか。
 - ◆ ホテル・旅館のテレビ設置室数が1事業所あたり平均約14室とする調査結果は、実態を正しく反映していないのではないか。
 - ◆ その他一般事業所のテレビ設置比率が約42%、設置室数が1事業所あたり平均約1.5室とするNHKの推計は、実態を正しく反映していないのではないか。
 - ◆ ウィークリーマンションなど新しい形態の事業所が増加しているものと考えられるが、どのように分母に反映していく考えか。

- 「法人・事業所契約実態調査」の平均設置室数等は、調査対象となった事業所からの回答に基づいて外部機関が分析・算出した数値です。調査結果は十分な信頼性を有するものと考えています。

「事業所・企業統計調査」(平成13年・総務省)によると、従業員5人未満の事業所が全事業所の約6割、10人未満では約8割となります。このことは、日本の事業所は大企業ばかりではなく、中小企業が多いことを示しています。

- いわゆる「ウィークリーマンション」には、ホテル形式のものと賃貸形式のものがあります。ホテル形式のものについては事業所契約対象に計上され、賃貸形式のものは世帯契約対象に計上されることになります。
- NHKでは現在、「事業所・企業統計調査」(総務省)の公表にあわせて「法人・事業所契約実態調査」を行っています。精度の向上に向け、サンプル数を増やすなどの工夫を行っています。

(6) 統計の活用の可能性

- 例えば、ホテルの客室数など統計の存在する数値については、独自の推計によらず、統計を活用することもできるのではないか。
- 衛生行政報告でホテル・旅館として把握されているものには、NHKの推計ではホテル・旅館としては計上されない次のものが含まれています。
 - ◆ 企業の保養所・宿泊施設・・・NHKの推計では、「その他」の事業所に含めている
 - ◆ ウィークリーマンションや学生寮等（施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあり、旅館業法上の申請が必要なもの）・・・NHKの推計では世帯に含めている
- これらの施設の部屋数は不明であり、現状では衛生行政報告のホテル・旅館の客室数を推計に活用することはできません。
- 総務省の事業所・企業統計調査は、全国すべての事業所を対象として行われる国の最も基本的な統計調査であり、世帯における国勢調査と同様、全国の調査員が担当する地域のすべての事業所を直接訪問して調査票を配布（廃業除く）し、チェック、収集を行う全数調査です。そのため総務省の事業所・企業統計調査の施設数を採用しています。

2 世帯及び事業所における 受信料体系の課題(割引など)について

事業所の受信料体系の見直しの背景

- 事業所の受信料体系の見直しは、「複数契約に関する支払いの特例」という観点から検討
- 受信契約が必要な単位(放送受信規約)
 - 一般世帯→ひとつの住居内であれば、複数のテレビを設置していても、1契約(設置台数の把握の困難性などを考慮)
 - 事業所 →テレビが設置された設置場所ごとに1契約
- 近年、薄型テレビやワンセグ等、テレビ受信機の多様化、価格の低廉化、受信形態・環境の高度化・多様化等が急速に進み、複数・多数設置が常態化
1契約で済む一般世帯に比較して、事業所については、設置場所ごとに受信契約が必要で多額の受信料をお支払いいただく場合も
→ 負担額の調整が必要
- 同一敷地内で複数の受信契約を締結している事業所について、2契約め以降のお支払いの額について特例を設定することにより対応(契約単位の変更は影響が大きいことから実施しない)

＜事業所の受信料体系の見直しについて＞(平成19年2月27日公表)

- 対象は、ホテル、病院などの事業所(住居以外の場所)の受信契約
- テレビ設置数の申告を求め、適正な申告を基に敷地内の設置場所全数分を支払うときにのみ、衛星契約、地上契約ともに、敷地内の2契約め以降の受信料を半額程度とする
- 見直しの時期は、所定の手続きを経て、平成20年度中を予定

(1) 事業所の受信料体系の見直しについて

① 「半額程度」という割引率の妥当性

- ◆ 2契約目以降の受信料を「半額程度」とするとの割引率はどのように算出しているのか。これまでの受信料体系の改定の考え方と整合的か。

- 「半額程度」とする措置は、コストを直接反映するものではなく、以下の要素を総合的に考慮し、負担感の軽減等を図るもの
 - 個々の事業者の負担能力を把握して反映させることは不可能
 - 複雑ではなく、簡素な仕組み
 - 収納経費の観点も加味
 - 1契約あたりの実質的負担額の差が最大でも2倍を超えないようにすること
- 具体的には、1契約めは通常の料額としたうえで、2契約め以降は、通常の受信料額と負担が不要となる場合の間をとって、通常の料額の半額程度の額とすることを検討
- 他社の事例も参考
 - WOWOWは、デジタル2契約めは40%割引、ケーブルテレビのJ:COMは、セットトップボックス2台め以降は約60%割引

- ② 新たな事業所割引により「公平負担の徹底を図る」としていることの意義・妥当性
- ◆ 「公平負担の徹底を図る」とは、①現状では契約率が区々であるために事業所間に存在する不公平感を、割引導入により契約率を上げることで是正することを指すのか、②受信料体系自体を公平な体系にすることを指すのか。
 - ◆ 新たな事業所割引は、事業所間で公平なものとなるのか、その理由は何か。
 - ◆ 「公平負担の徹底を主眼に置いて、減収も覚悟して取り組んでまいりたい」としているが、事業所からの受信料収入が減収となれば、そのしわ寄せは世帯に行くのではないか。新たな事業所割引は、世帯と事業所との間で公平なものとなるのか。その理由は何か。

- 今回の見直しにより、事業所の契約率向上による事業所間の公平負担の徹底を図る
- 世帯についても、別宅を保有する場合など、1人の受信契約者が複数の受信契約を行う場合に、同様な特例適用を検討
- 今回の見直しは、これまでどおり設置場所ごとに契約が必要としつつ、2契約め以降に支払額の特例を設けるもので、すべてに事業所に等しく公平に適用

③ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響

- ◆ ホテルや病院について「おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算」、ホテルや病院も含めた事業所全体について「当初は減収が見込まれるものの、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう、努力していきたい」とのことだが、どのような試算を行っているのか。

■ 平成19年2月時点の試算

◆ ホテル・病院

- 実際のホテルの契約をサンプル抽出
- 減収、増収、変化なしの3つに分けて、一定の前提のもとに試算
→ おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算

◆ 一般事業所

- 複数契約のある事業所がすべて特例適用を受け減収となる一方、新しい体系の導入により、年間一定数の契約が増加
→ 導入当初は減収、その後は一定割合での増収が可能と試算

- ◆ 9月に公表する5か年経営計画全体の財政見通しの中で明らかにしていく予定

④ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法

- ◆ 新たな事業所割引は、設置場所全数分の契約を前提として適用することとしている。NHKには立ち入り調査は認められていないが、全数分が適切に申告されたか否かをどのように判断するのか。

- 新たな支払い特例については、公正な運用手続きを定める予定
- その中で、全数分であることを把握する手立てを設けるなど、手続きが公正に行われるよう努める

(2) その他

① 割引制度の可能性等

- ◆ 大口契約者に対し高い割引率を適用する大口割引の導入についてどう考えるか。
- ◆ 現在既に導入されている割引制度の見直しについてどう考えるか。
- ◆ その他負担の公平の観点から考えられる点はないか。

- 今回の事業所の受信料体系の見直しは、「複数契約に関する支払いの特例」という観点から検討
- 他の割引などを含めた受信料体系全体のあり方について
→ 9月に発表する予定の5か年経営計画の中で公表予定

3 受信契約率の母数推計に関する問題意識

1 世帯契約

- 総世帯数の推計のベースとして選択すべき統計の検討の必要性
 - ・ 総世帯数の推計のベースとして選択し得る統計は複数存在。それぞれの統計の特性を勘案した場合、どの統計が世帯ごとの契約を原則とするNHK受信規約との親和性が最も高いか検討する必要があるのではないかと。
- 推計への対象項目追加の可能性
 - ・ 現在のNHKの推計方法は、本来含まれるべき別宅及び公的老人ホームを含んでいないなどの問題があるのではないかと。
- 「受信契約状況実態調査」の妥当性
 - ・ 有料契約対象世帯数を推計するためNHKが独自に行っている「受信契約状況実態調査」は十分に実態を反映したものとなっているか。調査方法は妥当か。
- 新設住宅着工戸数の推計への利用可能性
 - ・ 新設住宅着工戸数が毎年100万超あるが、総世帯数の増加とどのような関係があるか。推計の指標の一つとすることは可能か。

2 事業所契約

- 「法人・事業所契約実態調査」の妥当性
 - ・ テレビ設置室数(有料契約対象件数)を推計するためNHKが独自に行っている「法人・事業所契約実態調査」は十分に実態を反映したものとなっているか。調査方法は妥当か。
 - * 事業所全体の半数以上が世帯契約扱い(注)であるとする調査結果は、実態を正しく反映していないのではないかと。
(注)放送受信規約取扱細則(NHKの内部規程)では、「1の住居に接続して、店舗、事務等居住部分以外の部分があっても、建物の構造、営業の規模等からみて、それらが常態的に同一の世帯に属する住居の一部と認められる場合は、個人、法人、その他の団体にかかわらず、居住部分とみなす。」とされている。
 - * ホテル・旅館のテレビ設置室数が1事業所あたり平均約14室とする調査結果は、実態を正しく反映していないのではないかと。
 - * その他一般事業所のテレビ設置比率が約42%、設置室数が1事業所あたり平均約1.5室とするNHKの推計は、実態を正しく反映していないのではないかと。
- 統計の活用の可能性
 - ・ 例えば、ホテルの客室数など統計の存在する数値については、独自の推計によらず、統計を活用することもできるのではないかと。

9 事業所の受信料体系見直しに関する問題意識

1 事業所の受信料体系の見直しについて

○ 「半額程度」という割引率の妥当性

- ・ 2契約目以降の受信料を「半額程度」とするとの割引率はどのように算出しているのか。これまでの受信料体系の改定の考え方と整合的か。

○ 新たな事業所割引により「公平負担の徹底を図る」としていることの意義・妥当性

- ・ 「公平負担の徹底を図る」とは、①現状では契約率が区々であるために事業所間に存在する不公平感を、割引導入により契約率を上げることで是正することを指すのか、②受信料体系自体を公平な体系にすることを指すのか。
- ・ 新たな事業所割引は、事業所間で公平なものとなるのか。その理由は何か。
- ・ 「公平負担の徹底を主眼に置いて、減収も覚悟して取り組んでまいりたい」*としているが、事業所からの受信料収入が減収となれば、そのしわ寄せは世帯に行くのではないか。新たな事業所割引は、世帯と事業所との間で公平なものとなるのか。その理由は何か。

○ 新たな事業所割引が受信料収入に及ぼす影響

- ・ ホテルや病院について「おおむねプラス・マイナス・ゼロの影響と試算」*、ホテルや病院も含めた事業所全体について「当初は減収が見込まれるものの、相応の期間内に減収額を増収額が上回るよう、努力していきたい」*とのことだが、どのような試算を行っているのか。

○ 「設置場所全数分」を契約しているか否かの確認方法

- ・ 新たな事業所割引は、設置場所全数分の契約を前提として適用することとしている。NHKには立ち入り調査は認められていないが、全数分が適切に申告されたか否かをどのように判断するのか。

2 その他

○ 割引制度の可能性等

- ・ 大口契約者に対し高い割引率を適用する大口割引の導入についてどう考えるか。
- ・ 現在既に導入されている割引制度の見直しについてどう考えるか。
- ・ その他負担の公平の観点から考えられる点はないか。

*は、平成19年2月27日の経営委員会における理事の発言